

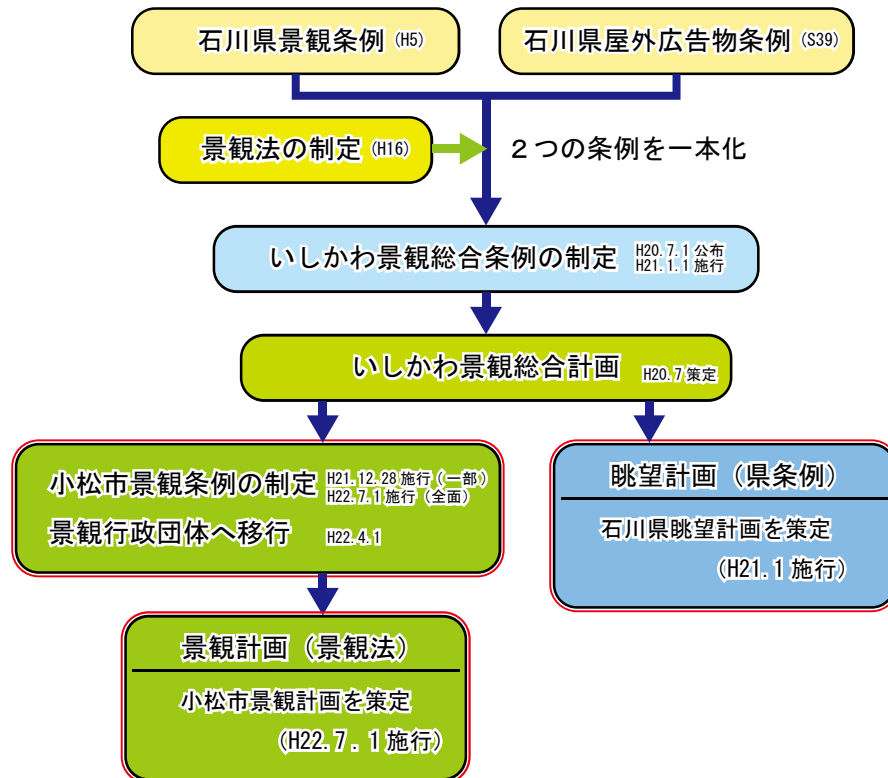
美しい風情をそのままに

小松市景観条例



小松市の良好な景観を未来へ

「小松市景観条例」により、白山連峰や木場潟などの自然景観をはじめ、黄金色の稲穂がそよぐ田園風景、曳山子供歌舞伎に象徴される中心市街地の社寺・町家のまちなみ、開湯千三百年の歴史が息づく粟津温泉など、魅力ある景観を皆様のご協力のもとで保全・創出し、未来に継承していくとともに、快適な生活環境や地域の活性化、交流人口の拡大を実現します。



建築物等の景観形成基準のイメージ

屋外施設

外壁や屋上の設備は露出しないように努め、色彩など建物と一体化する



屋根

勾配屋根とするなど周囲と調和のとれた形態とする



壁面

長大な壁面はできるだけ避け、周囲に圧迫感を与えない

屋外附帯施設

屋外階段、ベランダ等は本体と一体化する等、まとまりのある形態とする

敷地内の緑

できるだけ緑化に努め、生垣等を設けて植栽する

材料

周辺環境と調和した材料を使用する

色彩

落ち着いた色調を基調とし、周辺環境に調和させる



位置・規模

海山や周辺の街並みとの調和に配慮する
セットバックなどによりゆとりと潤いのある空間を創出する



建築物や工作物の新築等については、「位置・規模」「形態・意匠」「色彩」「材料」など、開発行為については、「盛土・切土」「法面」などの項目で、景観形成に関する基準を定めています。

地域の指定

「小松市景観計画」ならびに「いしかわ景観総合条例」に基づいて策定された「石川県眺望計画」では、下図のとおり「景観形成重要地域」や「眺望景観保全地域」等を指定し、良好な景観の形成を図ります。

小松市景観計画の区域



地域	範囲
国道8号沿線	道路両側 2km 特別地域は 100m
北陸自動車道沿線 小松空港周辺	道路両側 500m
加賀海岸	陸側 500m 海側 1km

凡例	
	景観計画区域 (小松市全域)
	景観形成重要地域
	特別地域
	眺望景観保全地域
	特別地域(眺望)
	景観形成促進地区
	まちづくり誘導地区
	伝統的景観重点地区
	まちづくり協定地区
	景観まちづくり重点地区
	道路
	市境界線

景観形成重要地域と同等
景観形成重要地域と同等
特別地域と同等
各地区の景観まちづくり基準に準ずる

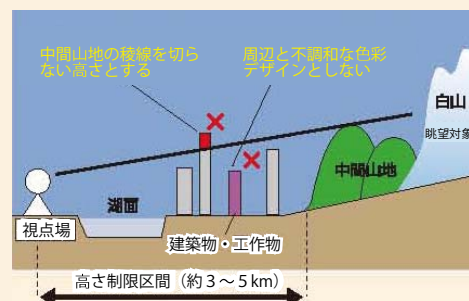
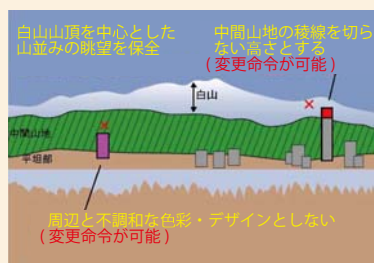
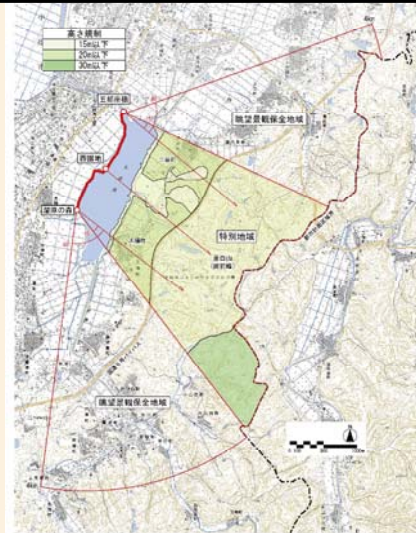
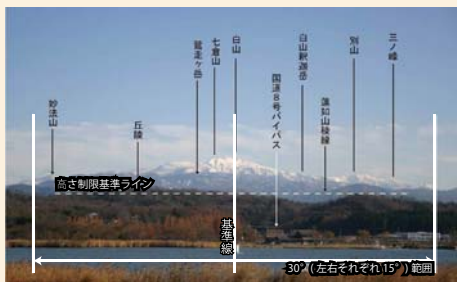
石川県眺望計画の区域

・白山眺望景観保全区域（木場潟）

・白山眺望景観保全区域（柴山潟）

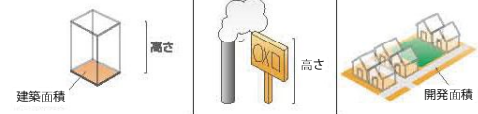
眺望景観保全の考え方

白山の眺望を保全するため、特別地域等の指定を設け、地域内の建築物等の高さや色彩等を適正に規制・誘導します。



届出が必要な規模

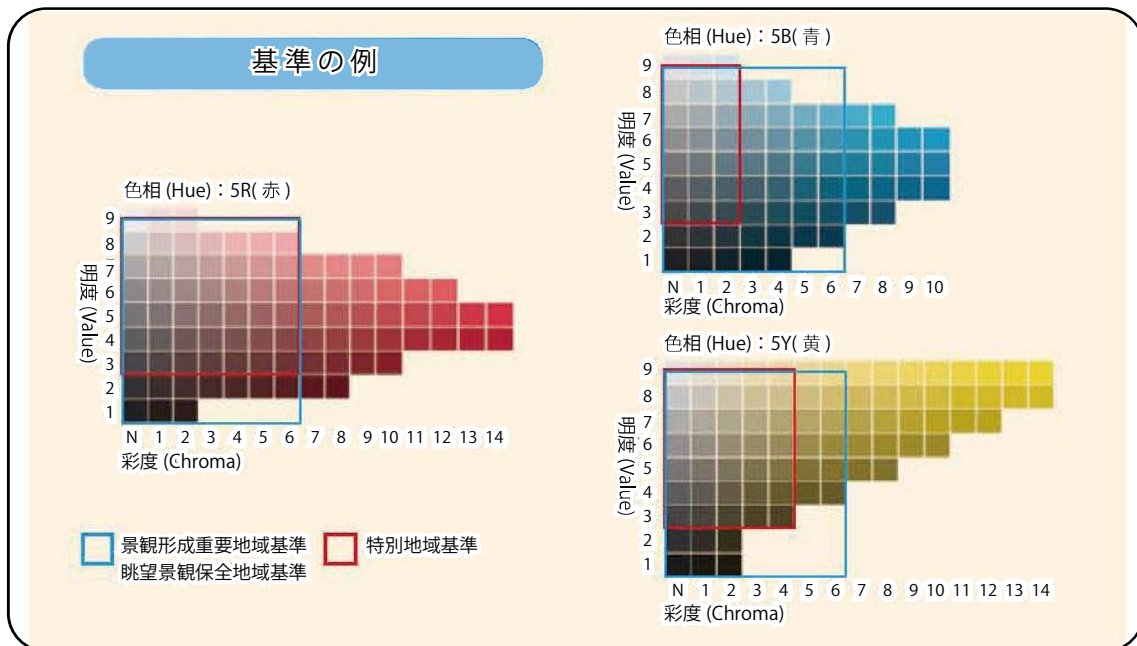
それぞれの地域に応じて、以下の規模に該当する建築物や工作物の新築・増改築等や、開発行為を行う場合には届出が必要です。

区 域	届出対象			
	建築物の建築等		工作物の建設等	開発行為
	建築面積	高さ	高さ	開発面積
景観計画区域	1,000 m ² 超	13m超	13m超	10,000 m ² 超
景観形成重要地域 眺望景観保全地域	500 m ² 超			
特別地域	200 m ² 超	10m超	10m超	3,000 m ² 超
面積と高さのイメージ図				

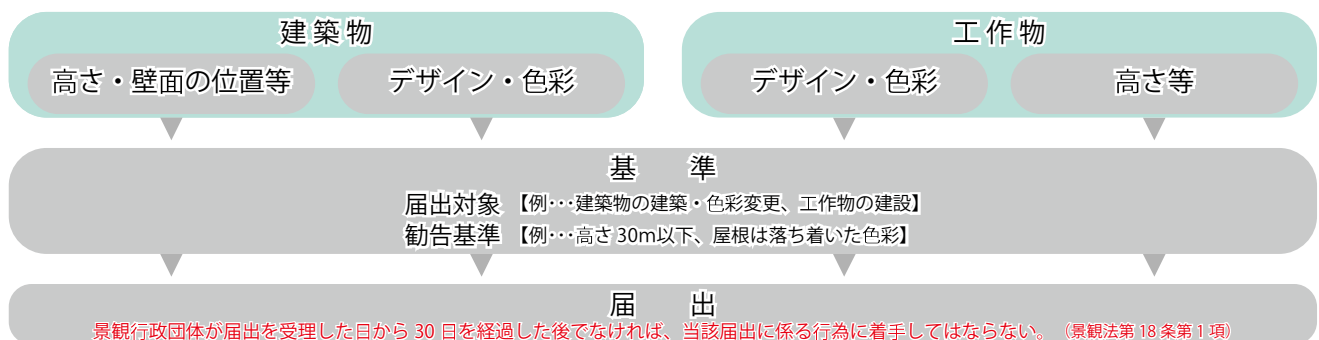
また、景観形成重要地域、眺望景観保全地域、特別地域に該当する建築物等の色彩は、マンセル値※を用い、右表の範囲とします。

※マンセル値とは国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」の3つの属性である「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」を組み合わせる記号です。

	色相（色あい）	明度（明るさ）	彩度（鮮やかさ）
景観形成重要地域 眺望景観保全地域	全色相	8.5 以下 明るすぎない	6 以下 鮮やかすぎない
特別地域	0.1R～5Y	3～8.5 明るすぎない 暗すぎない	6 以下 鮮やかすぎない
	5.1Y～10Y		4 以下 鮮やかすぎない
	その他		2 以下 鮮やかすぎない



手続きの流れ



お問い合わせ先：〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地

小松市役所都市創造部まちデザイン第1課 tel 0761-24-8100 fax 0761-24-8189

平成24年10月発行